

補助事業等の内容等の変更に関する取扱い基準（別表）

区 分		対象事例	変更 申請 要否	補助金 の変更	規則第7条 第1項 該当条文	規則上の処理
1 事業に対する 補助（補助率設定）	定率	(1) 補助対象経費の減	要	有	(3)	変更交付決定
		(2) 補助対象経費の増	要	有	(3)	変更交付決定
	定率以内	(3)-ア 補助対象経費の増減（2割未満）	否	無		
		(3)-イ 補助対象経費の増減（2割以上）	要	無 （定率以内を超 えるときは有）	(2), (3)	変更承認 （定率以内を超えるとき は変更交付決定）
2-1 運営補助 2-2 事業に対す る補助（補助率設定 なし）	事業費の2 割未満の増 減	(1) 補助対象経費の減	要	有	(3)	変更交付決定
		(2) 自主財源の減	否	無		
		(3) 補助対象経費の減及び自主財源の減	要	有	(3)	変更交付決定
		(4) 補助対象経費の増	否	無		
		(5) 自主財源の増	要	有	(3)	変更交付決定
		(6) 補助対象経費の増及び自主財源の増	否	無		
	事業費の2 割以上の増 減	(1) 補助対象経費の減	要	有	(2), (3)	変更交付決定
		(2) 自主財源の減	要	無		変更承認
		(3) 補助対象経費の減及び自主財源の減	要	有	(2), (3)	変更交付決定
		(4) 補助対象経費の増	要	無		変更承認
		(5) 自主財源の増	要	有	(2), (3)	変更交付決定
		(6) 補助対象経費の増及び自主財源の増	要	無		変更承認